

令和元年

亀山市教育委員会 8 月定例会会議録

亀山市教育委員会 8 月定例会会議録

1. 日 時

令和元年 8 月 22 日（木）午前 9 時開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎 3 階 第 5 会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	太 田 淳 子
2 番委員	若 林 喜美代
3 番委員	大 萱 宗 靖
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
子ども未来課（少子化対策担当）参事（兼）子ども未来課長（以下参事子課長という。）	豊 田 達 也
図書館長	井 上 香代子
地域福祉課長（以下福祉課長という。）	小 林 恵 太
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	高 宮 綾 子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

4番委員（宮村由久委員）

1番委員（太田淳子委員）

7. 教育長報告

教育長 7月19日、試験委員会に出席した。これは市職員選考に係るものです。

24日、コミュニティスクールの研修会、情報交換の場である運営協議会委員等研修会に出席した。前回ご意見をいただいたため、年度内にもう一度開催する予定である。

中体連関係は、現況報告にもあったが、地区大会、県大会、全国大会において活躍してくれた。出席できる時には行かせてもらった。

8月3日、4日のトップリーダーセミナーは、県外での研修に出かけたものである。教育に関わる情報分析の手法等を学習してきた。

7日、NHK合唱コンクールに出席し、活躍を見てきた。

14日、全国大会出場のため、亀山中学校女子バレー部の表敬訪問があった。

20日から、青少年育成市民会議主催のサマーキャンプが鈴鹿峠自然の家で開催されている。

22日は、午後から医師会、歯科医師会、薬剤師会との懇談会を予定している。

ご質問があればお願いします。

（質問はなく、教育長報告を終わる。）

8. 協議事項

教育長 協議事項1「亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正について」説明を求める。

亀山市幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例の一部改正についてでございますが、国の制度改革として10月から幼児教育保育の無償化が始まります。国の法律の施行令に基づき、改正が行われていくものであるため、当市の条例や規則の改正も必要となります。その中で、亀山市立幼稚園に関する利用者負担額の徴収に関する条例が今回の改正に関わるため、協議事項として諮っていくものです。資料2ページの背景と趣旨から説明します。子ども子育て支援法が改正され、また子ども子育て支援法施行令も改正され、10月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行います。改正内容については大きく2点あります。現在、6,000円を限度として教育委員会規則で定めることとしている亀山市立幼稚園の利用者負担額について、法の規定により政令で定める額を限度として教育委員会規則で定めることが1点。2点目は、本条例で、法が引用している用語を改正します。「支給認定保護者」を「教育・給付認定保護者」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正することになり、施行日は10月1日です。資料の新旧対照表で補足説明をします。まず利用者負担額の件ですが、これまでは、法において、政令で定める額を限度に市町村が定める額となっており、政令での上限は25,700円となっていました。その中で亀山市の場合は、上限を6,000円とし、規則で所得階層ごとに定める運用をしていました。国において、25,700円が0円になる改正が行われ、10月から施行されることになると、亀山市の上限も0円にするということになりますが、0円とせず、政令を読みに行くことにしています。保育所利用者負担額、認定こども園利用者負担額についても政令で定める額としているため、これらと同じ構成にしたものです。実際は0円となり、詳細は規則で定めていますので、その表も削除する規則改正を併せて行う予定です。規則の改正について補足説明をするため別冊新旧対照表を見て下さい。利用者負担額を定めている第2条で、教育委員会規則で定める額は別表のとおりとするとしており、別表の第1階層の0円から第5階層の6,000円までの現行の所得階層ごとの表から、政令で上限が0円となったことにより、規則において、教育委員会規則で定める額を零とし、所得階層ごとの表についても削除することになります。

- 教育長 ご質問があればお願いします。
- 教育長 「零とする」というのは数字の0を書かずに「零」とするのか。
- 参事子課長 施行令が「零」となっていますのでこのようにしました。
- 若林委員 今までは国の上限が25,700円で、亀山市の上限は6,000円だったが、それが0円となるということは、国が負担を負うことになるのか。市の持ち出し分についてはどうなるのか。私立幼稚園についてはどうなるのか。
- 参事子課長 財政負担の考え方ですが、6,000円を限度として利用者から市がいただいています。それがなくなります。おおむね800万円くらいです。これについては、国からの特定財源としては想定されていないのですが、地方に及ぼす財政負担を鑑みて今年度に関しては消費税の2パーセントアップを財源に活用することが大筋です。入ってくる予定で特別な財源が措置されていないものについても、臨時特例交付金で措置されると聞いています。影響額については臨時特例交付金で負担します。私立幼稚園で新制度に移行していないのは、みずほ台の道伯幼稚園があり、利用者負担額は園で定めています。これまでの上限25,700円までの利用者については無償だが、それ以上の分については園独自が決め、利用者の理解のもと、引き続き負担が発生します。
- 教育長 負担がある人は多いのか。
- 参事子課長 現在は詳細には把握できていません。新制度に移行している公立幼稚園、保育所、私立保育所についてはすでに、1号、2号、3号の認定が終わっており、園についても、利用者についても特別な手続きは必要なく、そのまま無償になっていきます。新制度に移行していないところは、市の関与がほとんどなかったため、いくら徴収しているか等も不明確なままであり、新たに園の確認と認定の作業が必要となります。再度認定の作業を行うため、8月初めから利用者向けに説明会を開催し、通知を出し、認定の作業に入っています。認可外保育所についても、関わりがなかったため一定の認定をした上で、同じ基準を通した上での無償化を行っていくことになります。
- 大萱委員 今年度は市については国から措置があるわけだが、私立はどうなるのか。
- 参事子課長 私立は園がお金を徴収しています。園にお金が入らない分につ

いては、市で予算を組み、補助金で交付します。要求を出した分について、国、県の補助があるということです。市の負担が発生しますがその部分については特例交付金で措置されます。これまでの就園奨励費という制度は無くなって、入ってきた分、全額を園にお渡しするという事です。

若林委員 負担について来年度以降はどうなるのか。

参事子課長 基本は、国が二分の一、県が四分の一、市が四分の一となるが、今年度に関しては、市の四分の一の部分が特例給付金で措置されますが、来年度以降は明確には示されていないため何とも言えません。

大萱委員 私立の利用者負担額が上がるということにならないか。

参事子課長 私立の方も徴収できない部分に関しては市が負担することには変わりはありませんが、来年度以降それに対する国の補填がないとなると市の持ち出しが増えるのは確かです。

教育長 国で無償化となった以上、それを市に全部負担させることにはならないだろう。

参事子課長 利用者については、一定の基準以下の人については無償化となることに変わりはなく、来年度以降市が負担していかなければならないかは不確定な部分です。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

9. 報告事項

教育長 報告事項1「寄付受納について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

太田委員 ある学校でSNSが絡んだいじめ、誹謗中傷のあった件について、保護者会が開かれたそうだが、参加人数は少なかつたらしく、保護者会開催の目的や趣旨が十分伝わっていたのか。いじめという認識であれば、保護者に半強制的に参加を促す必要があると思う。また、このような案件についての対応等で、校長間での情報

交換はなされているのか。

学校課長

保護者会の開催目的や趣旨が十分伝わっていたかどうかについては、校長に確認します。校長同士の情報交換については把握していませんが、明日校長会がありますので、児童生徒間の中でSNSが絡んだ問題が発生していることを報告し、問題がいじめに発展していく例があったので、実態把握の必要があることを伝えます。

宮村委員

夏休みも残り少なくなり、年間を通じて問題が起りやすい時期であり、テレビで、いじめや虐待について相談窓口があることのテロップが出ていた。実際、いじめにあっている子どもや追い詰められた子どもたちに対して、心に響くようにメッセージを出し、一人ではないことを伝えていかなければならない。具体的に亀山市の学校現場で心が弱り、追い詰められた子どもに対し、どのようなことをしているのか。弱った子たちは全校登校日にも学校へ来ていないだろうが、対応を様々な機会にしていかないと、あってはならない事案に発展することもあると思うので、具体的な対応を聞きたい。

学校課長

市としてメッセージ的なものを個々に配布したことはないです。文部科学大臣のメッセージのようなものはあるが、市独自で出したことはない。自殺が一番多い時期なので、始業式前に各学校において家庭訪問等で様子を聞く機会を作る等の対応をしていたかどうかと思っています。始業式、2日、3日に休む子が多いため、長期休業明けの欠席の児童数、状況、原因についても報告してもらいます。

宮村委員

年間通じて不登校等が多い時期なので、先生方はアンテナを高くして見守っていただきたい。

教育長

先ほど、メッセージを出したことはないとの発言だったが、道徳の授業、学級活動等で何度も取り上げ、学校だより、学年だより等で発信したり、一人ひとりへカードを手渡したり様々な取り組みをしていると思う。

学校課長

他に、各学校、個々の学級担任は、日々心に響くような指導を強く心掛けています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

報告事項3「教職員と生徒・保護者とSNS等の使用に係る適正な取り扱いについて」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

- 大萱委員 保護者から学校への連絡というのはSNS等を通じてあるのか。
学校課長 しっかり把握しているわけではないのではっきりしたことは分かりません。
- 大萱委員 保護者から学校側への連絡は電話でしてほしいと伝えなくてもよいのか。
- 教育長 基本的には携帯電話の情報は伝えないこととしている。
大萱委員 学校へは電話が基本となっているのですね。
教育長 部活動等であらかじめ目的を明らかにして、伝える場合があり、一度伝えてしまうと、担当教員に保護者から連絡が入ることもある。
- 太田委員 P T A活動で先生と保護者のやり取りを携帯電話で行っているが大丈夫か。
- 学校課長 利用目的がP T A活動とはっきりしており、組織を動かしていくために固定電話ではどうしてもうまくいかない状況があるので携帯電話を使用することは止むを得ないと思います。
- 宮村委員 16ページの通知は各学校への通知なのか。三重県教育委員会の通知を受け、市として通知するのは初めてのことなのか。良いと思うが、県は、公務上必要な連絡以外については行わない、という書き方になっているが、亀山市としては、児童生徒に対してSNS等を使用した連絡は行いません、となっており、公務、それ以外に関わらず行わないということだとは思いますが、一切行わないと明確に強く書いてもよいのではないか。メッセージアプリのグループやメーリングリストに加わらないこと、というのも当たり前のことであり、厳しく対応できるようにすべきである。保護者のみなさまへの文書で、(3)に加えて、以前にも通知を出しているが、働き方改革の観点から、「連絡がある際は午後6時までをお願いします」という記載をしてもよいのではないか。
- 学校課長 教職員一人ひとりに通知内容を周知徹底するよう校長会で伝えます。働き方改革面につきましては、すでに通知してあり、今回の文書には記載していません。亀山市広報9月1日号に教員の働き方について紹介し理解していただけるようにします。その中で

も学校への架電についても触れています。

教育長

14ページについて、教職員一人ひとりに対する分を、学校で必要枚数印刷して渡して周知するだけではなく、職員会議や研修会等を活用して周知徹底するよう書いている。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

報告事項4「学校運営協議会委員等研修会について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

太田委員

定例で開催した方がよいという意見が多いのでしていただけないか。21ページに「CSにはお金がない。何とかしてください」とあるが、どういうことなのでしょう。

教育長

定期開催します。今年はまだ一回必ず行う。「学校運営協議会だより」も出す準備をしており、それも一回きりではないと担当から聞いている。

若林委員

準備に入っていない学校はどこだったか。

学校課長

亀山東小学校と亀山中学校です。

若林委員

この2校は今後どのような予定か。

学事GL

明確な答えをいただいている訳ではないが、亀山東小学校については、教育協議会の中でも学校運営協議会のことを話題に挙げ、検討を始めていただいている。毎年10月頃に来年度の意向調査を行っており、数年内には立ち上げていきたいという答えをもらっている。

太田委員

校長は教育協議会の方にそのような説明をされたのか。

学事GL

そう聞いています。

教育長

お金の件だが、コミュニティスクールを立ち上げたところはその会長と委託契約を結び、特色ある学校づくり推進事業という名のもとに20～30万円を委託事業費として出ている。コミュニティスクールになっていない学校は、そのお金がもらえないということではなく、必要な場合は市に相談いただくようにしている。あと、コミュニティスクールになれば、半日ずつ週4日勤務する職員を配置させていただいている。

宮村委員

地域とともに、地域の特性を生かしつつ学校運営のことを考えていこうとするものなので、教育委員会が抱えているのではなく、

学校運営協議会連合会のようなものを作ってもらい、年に数回研修会等を行いながら地域のことを地域で考えていくようにし、権限移譲していく方向でもいいのではないかと思う。

教育長 学校運営協議会の規則等がありそれを逸脱すると学校運営協議会の認定を取り消すようなことになりその権限を教育委員会に持たせている。学校運営協議会連合会のようなものを作って任せていってはどうかということだが、亀山市PTA連合会のようになってしまう。各担当だけではなく事務局が必要となりお金や人が必要となるので、難しいかもしれない。

太田委員 いずれは、学校運営協議会の方は亀山市教育懇談会にも入ってもらいたいという話になっていくと思う。

教育長 学校運営協議会は学校運営に参画するという意味があるため、運営の責任者になる。学校運営に関する要望があるので入っていただけてよいと思う。教育委員会がリードして全部の学校をコミュニティスクールにしたのが鈴鹿市。亀山市は学校や地域の主体性を尊重して意思表示をしてもらったところから準備校となってもらい、予算措置をしている。全国では、小中学校でまだ2割に満たないため、進んでいるとは言える。

大萱委員 コミュニティスクールを立ち上げてやめたところはあるのか。
教育長 全国レベルではある。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

報告事項5「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)

教育長 読書感想文教室ですが、2回にわたり開催し、盛況に終えた。
若林委員 今後も継続されるのか。

学校課長 私たち職員はボランティアの方々の補佐というつもりで行いましたが、ボランティアの方々からは、教育委員会がするのであれば、私たちは別のことをしたいという声もあったと聞いています。1学期に学校で教えたことを再びするのかという意見や、1、2年生には夏休みの宿題に読書感想文を出していないのに指導をする必要があるのかという意見もありました。

教育長 しかし、需要があるということである。指導はしてもらっているが、宿題となると子どもが進めていけないので、それを見て親

が困っている。親子で出てもらうことがポイントである。主催者の調整はあるだろうが、需要があるということなので、大事にしてみたい。

図書館長 ボランティアの方々に、どこまでしていただけるのか等、意向もお聞きしながらということになります。ボランティアや職員が対応できる人数など課題もあります。当初のように定員を設けるのも1つですし、ボランティアの方々の意向も確認しつつということになり、今年度と同じ形になるかは今のところ決まっておりません。

大萱委員 人気があるのでボランティアの方々も張り合いがあるのではないかと。

図書館長 来年度どうしていくかの結論は出ていませんのでボランティアの方々と話し合っていきたいと思います。

教育長 様々な課題があるので、来年度開催の直前に考えるのではなく、慎重に考えていってほしい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

報告事項6 「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。

(総務課長、図書館長詳細説明)

(特に質問はなく、報告を終わる。)

報告事項7 「教育委員会行事報告及び予定表について」説明を求める。

(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)

太田委員 9月19日に記載がある土曜授業検討委員会はどのようなことをされる予定か。

学校課長 現在、土曜授業は年間3回行っており、以前は7回ほどあったが、少なくしている状況です。それをなくしていくような方向を考えています。それについて検討する場です。

太田委員 なくすという方向性か。

学校課長 なくすことを想定しています。

教育長 この会議にPTAの方も入っていただくのですね。

学校課長 入っていただきます。

教育長 毎年、外部委員の方に教育委員会の事務の点検評価をしていただいている。その1回目が8月29日となっている。そして、2回目を9月4日にする予定です。最終的なまとめを9月議会に提出するにあたり、教育委員さんに協議していただく必要があり、臨時会の日程調整をしたい。あと、記載にないが、9月9日に老人会からぞうきんの贈呈をしていただく予定で、14日は白川の老人会、22日は川崎の敬老会です。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

10. その他

総務課長 令和元年度教育功労者表彰についてですが、今年度についても開催予定です。10月6日(日)14時から、教育懇談会の前に開催します。場所は関小学校体育館です。今年度の表彰対象者は、学校運営協議会関係で、学校運営協議会、教育協議会等の委員の方々個人に対するもの、2つ目として、社会教育団体関係として活動をされている団体や個人へのもの、3つ目として、学校教育ボランティア関係(登下校見守り等を含む)、これは前年度の表彰対象分野で、団体又は個人です。今年度10年目を迎えた方々に対するものです。表彰対象者については学校等に依頼をかけ、候補者を洗い出し精査をかけているところです。まとめ次第、教育委員会にお諮りします。

宮村委員 4番の表彰対象者詳細のアンダーラインが引いてあるのとないのとではどう違うのか。

総務課長 注意を促す意味です。

総務課長 令和元年度各学校の運動会及び体育祭についてです。小学校については9月28日(土)、中学校については9月21日(土)の開催です。出席をよろしくお願いします。

次に、平成30年度亀山市一般会計継続費精算報告書については、川崎小学校改築事業が完了しましたが、3か年の中でこの予算で行うという継続費で行ってきました。地方自治法の定めで年度が終われば精算を議会に報告することになっているため、9月市議会に報告させていただきます。最終支出は23億8千53万7千5百円となりました。

次は、亀山市子どもの貧困に関する実態調査です。地域福祉課長の小林から説明します。

(福祉課長詳細説明)

教育長 何か質問があればお願いします。

若林委員 この調査を計画に生かすということだが、想定として具体的にどういう形に実現していく予定か。

福祉課長 調査結果で出てきたものの分析もするのですが、現在行っている子どもの貧困を支える資源、制度を強化していきます。子どもを対象とした食事の提供の場も立ち上がってきており、現在の制度を加味しつつ、支援が必要であるかを検討しながら、対応していく計画を立てていきたいと考えています。

若林委員 新たに何かを起こすことはないのか。

福祉課長 それも必要であれば検討したいと思います。計画的に行いますので、すぐに来年からということはないかと思いません。

若林委員 この調査は全ての市で行っているのか。

福祉課長 全国的に統一して行っているものではなく、県内においても半分くらいかと思いません。早い自治体は行っているでしょうが貧困計画を立てることに向けて調査を始めているところもあると思います。

若林委員 他市の状況は分かっているのか。

福祉課長 先行して行っている自治体についての情報は取れます。

太田委員 授業等でアンケートを取っている部分があると思うが、107ページに子ども食堂とあるが、これは市の事業ではないと思うが、あえてアンケートを取った経緯は何か。

福祉課長 市の事業もあればそうでない事業もあり、それが子どもの貧困を支える資源であるかという認識の中で行っており、市の事業以外なのでアンケートから外すという考えにはなりません。

太田委員 今後、市でこのような事業をされていくのかと思って伺った。

教育長 お茶の間10選で子どもの実態を把握するために、子育ての件で悩んでいること、気になることの資料は参考にさせてもらっている。101ページで、悩み、特に気になることが特になく、というところで、8割以上の方が悩み、気になることがあると出ている。全体的に、経済的貧困よりも文化的貧困に問題がある。文化的貧困のうち95パーセントの方に悩みがあるとなっている。

文化的貧困とはどうなることかは10ページに書いてある。教育に関して何か施策を求められるという可能性はあるのか。

福祉課長 調査結果にありますとおり、11ページの上段、子どもの貧困対策については教育委員会の取り組み等が非常に重要となるため、教育委員会と協議しながら、計画については策定していきたいと考えています。

教育長 3月に出来ていたのに、今の報告となったのはなぜか。

福祉課長 この調査については前年度事業ですので5月、6月に報告すべきでありましたが、委託業者の方から調査結果が出てきた後、整理する時間を取ったために今に至ったところです。

教育長 ほかになければ終了します。

学校課長 予定表にはないのですが、毎年、亀山市内で2校、研究発表会をしています。今年は10月9日午後から行われ、関小学校と神辺小学校が発表に当たっています。委員の方々はご予定を空けていただければと思います。

11. 閉会

午後12時00分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

4番委員

1番委員